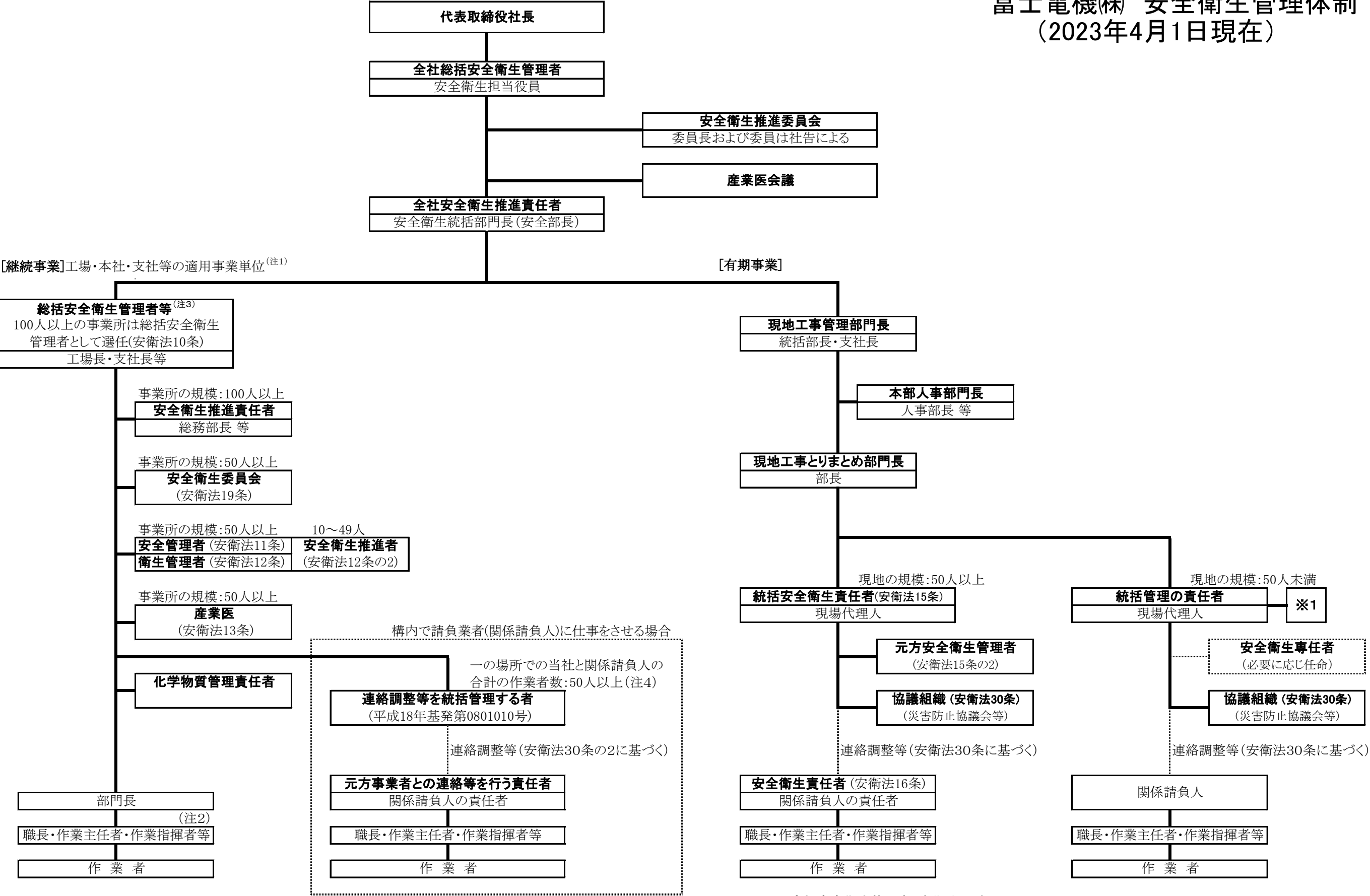


富士電機(株) 安全衛生管理体制
(2023年4月1日現在)



(注1) 独立した機能を持たない下位の営業所・サービスセンター等の部門は直近上位の組織に含まれる
(注2) 製造・試験・CE等の直接部門のみ
(注3) 総括安全衛生管理者等、その事業所を管理する責任者
(注4) 50人未満の場合でも同等の連絡調整を実施(「連絡調整等を統括管理をする者」の選任は不要)
(安衛法30条の2に基づく)

※1:店社安全衛生管理者(安衛法15条の3)
統括安全衛生責任者の選任を必要としない中規模事業場において、従事する労働者数と工事内容により選任し、当該現地の統括管理を行う者に対し指導などを行う
店社とは、現地の指導、支援及び管理業務を行なう本社(営業部門・事業部門等)・支社等の組織をいう